

## 町県民税

普通徴収の納税通知書は、**6月15日に発送予定**です。

なお、給与特別徴収の納税通知書は、**5月13日に発送予定**です。

## 固定資産税

納税通知書は、**4月15日に発送予定**です。

土地および家屋については、町内全域において通常課税となります。なお、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、道路、農地などの復旧事業が終了していない地区の土地および家屋については、条例に基づき全額減免となります。

ただし、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、現に使用している土地および家屋については、2分の1の減額課税となります。

## 国民健康保険税

納税通知書は、**7月15日に発送予定**です。

平成28年度の国民健康保険税の取扱いについては、15ページを参照してください。

## 平成28年度の納付について

口座振替については、再振替ができないことから、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。納税貯蓄組合については、組合員が避難している状況にあり徴収が難しいことから、前年度に引き続き活動を休止していますのでご了承ください。

## 税務証明について

平成28年度の固定資産評価証明については、4月1日から発行が可能となります。また、平成28年度の所得証明および課税証明については、町県民税が特別徴収となっている方は5月13日から、それ以外の方は6月15日から発行が可能となります。

## 「土地・家屋価格等縦覧制度」について

平成28年度固定資産税の納税者は、「土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

日 時：平成28年4月1日（金）～5月2日（月）（土曜日、日曜日および祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

場 所：広野町役場税務課

## 【町税などの納期】

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税			1期 6/30		2期 8/31		3期 10/31		4期 12/28			
固定資産税		1期 5/2		2期 8/1	3期 9/30		4期 11/30					
軽自動車税		全期 5/2										
国民健康保険税				1期 8/1	2期 8/31	3期 9/30	4期 10/31	5期 11/30	6期 12/28	7期 1/31	8期 2/28	9期 3/31

問 税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

## 平成28年度の課税情報

### 軽自動車税

納税通知書は、**4月15日に発送予定**です。

東日本大震災により被災した車両および警戒区域内にあった車両でその用途を廃止したものに替わるものとして新たに取得された車両のうち、平成27年4月2日から平成28年4月1日までの間に取得されたものについては、申請により平成28年度分の軽自動車税が課税免除となりますのでお早めに申請ください。

平成26年度税制改正および平成27年度税制改正により、自動車関係税制の抜本的見直しが行われたため、平成28年度より軽自動車税の税率変更が行われます。

### ◎原動機付自転車および二輪車など

平成28年4月1日から次のとおりとなります。

車 種 区 分	税 率（1台）		
	平成27年度	平成28年度	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量など		
	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
小 型 特 殊 自 動 車	ミニカー	2,500円	3,700円
	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二 輪 の 軽 自 動 車	125ccを超え250cc以下	2,400円	3,600円
二 輪 の 小 型 自 動 車	250cc超	4,000円	6,000円

### ◎軽自動車（4輪および3輪）

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をされる車は、税率欄の「②（新税率）」

平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、最初の新規検査から13年を経過する車両<sup>\*</sup>は、税率欄の「③（重課税率）」が適用されます。平成28年度は、最初の新規検査年が平成14年以前の車両、平成29年度は、最初の新規検査年月が平成16年3月以前の車両、平成30年度は、最初の新規検査年月が平成17年3月以前の車両が重課税率の対象となります。

平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、13年を経過するまでは、税率欄の「①（現行税率）」のとおりとなります。

種類および用途区分	税 率（1台）				
	①（現行税率）	②（新税率）	③（重課税率）		
三 輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

<sup>\*</sup>動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。

この他にも燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課もありますので、詳細については税務課へお問い合わせください。